

## 12 提出書類について —課税標準額が150万円未満（免税点）でも申告は必要です—

**お願い** 申告内容を確認するため、申告書の提出時に資産内容の分かる書類（直近の国税申告書の添付資料（減価償却資産内訳・明細書、または減価償却費の計算書）の写し）もあわせて提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 一 般 申 告

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法で、評価額等の計算はこちらで行います。前年中に資産に増減がない場合でも、申告書の提出は必要です。

		申告書	種類別明細書
償却資産がない方	初めて申告する方	○	×
償却資産のある方	前年度から増減がない方	○	×
	初めて申告する方	○	(増加・全資産用)
	前年度から増加資産がある方	○	(増加・全資産用)
	前年度から減少・一部減少(修正)資産がある方	○	今回送付した「償却資産種類別明細書」の該当用紙に加筆修正をしたもの(注1)
廃業・市外転出等された方		○	×

(注1) 詳しくは、記載例（減少した資産の記載例）をご覧ください。

この用紙にかえて、減少資産分の明細を記載した種類別明細書（減少資産用）を提出いただいても結構です。

### 電算申告（電算処理による全資産申告）

電算処理により申告される方は、毎年、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在宝塚市内に所有しているすべての償却資産について、評価額等を計算し申告してください。

申告書	令和3年1月1日現在所有される償却資産の合計額（取得価額・評価額・課税標準額）を必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	所有しているすべての償却資産について、評価額等を計算し記載してください。 課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載してください。 資産の種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載してください。 減少した資産のリストを添付してください。

廃業・転出等により、申告すべき資産が本市内になくなった場合は、お手数ですが、その旨ご連絡ください。（申告をお願いする場合があります）